

起業創業促進事業補助金の概要

【地域課題解決型起業支援補助金】

鳥取県内で地域課題の解決に資するために新たに起業する方に対して、必要経費の一部を補助することにより、県内における創業を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とした補助金です。

対象事業	「地域資源の活用」または、「中山間地振興」のいずれかにあたり地域課題の解決に資する社会的事業
対象経費	人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、マーケティング調査費、広告費 等
対象者	「県内居住者」または、「鳥取県内へのI J Uターンを予定されている方」のいずれかであり、令和6年4月1日以降に鳥取県内で起業される方 ※I J Uターンの場合、事業期間完了日までの県内居住及び事業完了後（令和7年4月1日以降）も継続して居住することが条件となります。 ※東京圏に5年以上在住、かつ東京23区内に1年以上通勤する者が採択された場合は、移住支援金が別途支給されます。（世帯100万円、単身60万円）
補助上限額 （補助率）	200万円（1/2）

対象事業のイメージ

①地域資源の活用 または ②中山間地振興にあたる地域課題解決に資する起業

